

## 香春町要綱第23号

### 香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民の日常生活から排出されるごみを適正に管理し、快適な生活環境を作るため、ごみステーション（以下「ステーション」という。）の整備及び既存ステーションの維持管理等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものである。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ステーション 町が定めるごみ集積所及びこれに係る施設で、収集車のごみを積み込む停留所をいう。
- (2) 管理団体 ステーションを設置及び管理する行政区等（住民グループを含む）の団体をいう。

#### (補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができるのは、町内のステーションを管理する管理団体とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは補助対象外とする。

- (1) 暴力団員であるとき
- (2) 暴力団若しくは暴力団員と密接した関係を有するとき

#### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 管理団体が新たに設置するステーションの整備、または設置済ステー

ションにごみが飛散しないことを目的として新たにごみかご、若しくは  
収集用ネットを購入するための経費

(2) 管理団体が現に使用しているステーションの維持管理、改良及び補修  
に関する経費

(3) ステーションに対するルール違反对策としての啓発物の作成、人感ラ  
イト等の購入及び設置に関する経費

(4) 町長が必要と認めた経費

2 前項各号の規定にかかわらず、下記の次の各号のいずれかに該当するときは補助対象外とする。

(1) 行政等が実施する公共事業により新たにステーションを整備する経費  
並びに事業所及び集合住宅等で使用するステーションに関する経費

(2) 前回の補助金交付日から5年を経過していないステーションに関する  
経費

3 第1項第1号に示すステーションを新たに整備するときは、香春町廃棄物の  
処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成14年規則第2号）第6  
条第1項第1号から第6号の規定に基づき、設置しなければならない。

（補助を受けようとする者の責務）

第5条 補助金の交付を受けようとする管理団体及びステーションを共同で利  
用する者は、その維持管理及び運用等について、相互に協力し、ステーション  
を清潔に保たなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする管理団体及びステーションを共同で利用す  
る者は、新たな転入者等がそのステーションの使用を希望する場合、その転入  
者等と維持管理及び運用について協議を行い、ステーションの使用を円滑に  
実施しなければならない。

（補助金交付額）

第6条 町長は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める補助を  
予算の範囲内で行うものとする。

(1) 新たなステーションの整備、または設置済ステーションにごみが飛

散しないことを目的として新たにごみかご，若しくは収集用ネットを購入するための経費 整備に要する経費の2分の1の額。ただし，1件につき5万円を限度とする。

(2) ステーションの維持管理，改良，補修及びルール違反对策の経費 維持管理，改良，補修及びルール違反对策に要する経費の2分の1の額。ただし，1件につき3万円を限度とする。

(3) 町長が特に必要と認めた経費 町長が認めた経費の2分の1の額。ただし，1件につき5万円を限度とする。

2 前項第1号から第3号までの交付額に100円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

(補助金の交付回数)

第7条 一の管理団体につき，同一年度内における補助金の交付回数は1回とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする管理団体の代表者は，香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して，町長に申請しなければならない。

- (1) 設置場所及び周辺の見取図
- (2) 補助対象経費の明細書(見積書等)
- (3) その他町長が必要と認めた資料

(交付決定等)

第9条 町長は，前条の規定による申請書を受理したときは，交付の適否を決定し，香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

(変更等の承認申請書)

第10条 補助金の交付決定を受けた後，交付申請内容に変更が生じたときは，香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金変更承認申請書(様式第3号)により申請し，町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、変更内容が適当であると認めたときは、香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により速やかに通知するものとする。

（整備等の着手）

第11条 第8条及び第10条第1項により申請した整備等は、第9条及び第10項第2項による交付決定又は変更交付決定後に行わなければならない。

（実績報告書）

第12条 第9条及び第10項第2項の交付決定を受けた管理団体は、補助事業の完了後1月を経過する日又は当該年度の属する年の3月31日のいずれか早い日までに香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- （1） 完成写真
- （2） 領収書及びその明細書の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付請求等）

第14条 前条の規定による確定通知書を受けた管理団体は、香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 補助金の交付は、管理団体が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（調査）

第15条 町長は、補助金執行の適正を期するため必要がある場合は、管理団体

に対し報告を求め、また職員に補助対象となるステーションについて調査をさせることができる。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金を交付した後において、管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、香春町ごみステーション整備及び管理支援補助金交付取消通知書兼返還命令書(様式第8号)により通知するとともに、すでに交付済の場合は、期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。